浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について

2019年9月4日

当社は、原子炉等規制法(注 1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注 2)の変更認可を 2019 年 3 月 25 日に申請しておりました。当該申請について、2019 年 9 月 3 日、原子力規制委員会より認可を受けましたので、お知らせします。

今後も保安規定を遵守し、浜岡原子力発電所の適切な運営に努めてまいります。

主な変更内容

1、2 号機の解体撤去物にクリアランス制度(注3)を適用するための変更

1、2号機の管理区域内の解体撤去物にクリアランス制度を適用するうえで必要な保安活動を行うため、保安規定第2編に同制度を適用する解体廃棄物の放射能濃度の測定および評価の方法等を定めた条文を追加します。

1、2 号機の管理区域区分の変更

1、2号機共用排気筒の事前汚染状況調査の結果、排気筒内部の放射性物質濃度が低い見込みが得られたことから、排気筒内面全体の放射性物質濃度測定を実施した上で「管理区域」から「汚染のおそれのない管理区域」に変更します。

また、1 号機の管理区域内の解体工事において、近接する「汚染のおそれのない管理区域」が作業上干渉するため、当該区域を「管理区域」に変更します。

◆これまでお知らせした内容

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

(2019年3月25日お知らせ済み)

- 注 1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- 注 2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、保安規定の記載内容を変更しようとするときは原子力規制委員会の認可を受ける必要があります。
- 注 3 原子力発電所の運転・保守や解体にともなって発生する廃棄物の中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視できることから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認した物については、再生利用や一般の廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。

2017 年 10 月 17 日に 1、2 号機廃止措置に伴い発生する解体撤去物へのクリアランス制度の適用に係る認可申請をおこない、2019 年 3 月 19 日に認可されました。

(2019年3月19日お知らせ済み)

以上